

◎市役所駐車場に限りがありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。【管財用地課】

☎ 主な公共施設

支 所	☎955-0583 FAX930-2144
羽曳野市民会館	☎958-2311 FAX958-2312
LICはびきの (生活文化情報センター)	☎950-5500 FAX950-5505
はびきのコロセアム	☎937-3123 FAX937-3124
市民体育館(西浦)	☎958-2340 FAX958-3614
陵南の森総合センター (老人福祉センター・ 公民館・図書館)	☎952-2751 FAX952-1303
陵南の森生きがい情報センター (テレワークセンター)	☎931-1900 FAX931-2112
MOMOプラザ	☎957-5553 FAX957-5580
丹治はやプラザ	☎937-2355 FAX937-2388
石川プラザ	☎950-2002 FAX958-9110
保健センター (休日急病診療所)	☎956-1000 FAX956-1011
人権文化センター	☎955-4556 FAX955-7042
青少年児童センター	☎952-0032 FAX937-8580
白鳥児童館	☎957-4900 FAX957-4900
青少年センター	☎958-0050 FAX956-7867
エコプラザはにふ (中央スポーツ公園)	☎959-3567 FAX959-3568
時とみどりの交流館 (峰塚公園管理棟)	☎942-6647 FAX942-6647
道の駅 しらとりの郷・羽曳野 総合棟(休業日:毎週木曜日・年末年始)	☎957-6900 FAX957-6910
子育て支援センターふるいち	☎958-3308 FAX958-3350
子育て支援センターむかひの	☎953-6361 FAX953-6361
向野老人いこいの家	☎952-0033 FAX952-0033
給食センター	☎958-2306 FAX958-1082
社会福祉協議会	☎958-2315 FAX958-3853
シルバー人材センター	☎959-0555 FAX959-0333
柏原羽曳野藤井寺消防組合	☎958-0119 FAX958-9900
羽曳野警察署	☎952-1234 FAX952-2531
藤井寺保健所	☎955-4181 FAX939-6479
藤井寺郵便局	☎954-2601 FAX938-8591
柏羽藤環境事業組合	☎976-3333 FAX976-3331
グリーンピア21(火曜日休み)	☎975-2580 FAX975-2577
健康ふれあいの郷 グラウンド・ゴルフ場 (休業日:毎週木曜日・年末年始)	☎950-6611 FAX950-3888
茶山テニスコート (土・日・祝日のみ)	☎959-8836

羽曳野市の宣言

- 交通安全都市宣言 ○非核平和都市宣言
- 人権擁護都市宣言 ○健康都市宣言
- 青少年健全育成都市宣言

後期高齢者医療制度

【整骨院・接骨院、はり・灸・あんま・マッサージのかかり方】

①整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けたとき

【健康保険が使える場合】骨折・脱臼・打撲・ねんざ(肉ばなれを含む。)

※骨折・脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要。

【施術を受けるときの注意】

・単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず、全額自己負担になります。

・柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名押印してください。

・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷などの治療中は、施術を受けても保険の対象になりません。

②医師が必要と認めた、はり・灸・あんま・マッサージなどを受けたとき

【健康保険が使える場合】

はり・灸 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩・腰痛症、頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

あんま・マッサージ 筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

【施術を受けるときの注意】

・保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

・単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず、全額自己負担となります。

・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療中は、はり・灸施術を受けても保険の対象にはなりません。

柔道整復などの施術を受けられたときは、医療費控除の対象となるので、必ず領収書を受け取りましょう。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031

※受付時間：(月)～(金)(祝日を除く。)9:00～17:30

各医療証をお持ちの方へ

■ひとり親家庭医療証(水色)をお持ちの方

10月末に11月1日からお使いいただける新しい医療証(桃色)をお送りしました。11月1日以降は、今回お送りした新しい医療証をお使いください。

■障害者医療証(緑色)をお持ちの方

10月末に11月1日からお使いいただける新しい医療証(オレンジ色)をお送りしました。11月1日以降は、今回お送りした新しい医療証をお使いください。

問合せ 保険年金課 後期高齢給付担当 ☎958-1111 内線1320・1330

国民健康保険・後期高齢者医療『休日窓口・夜間窓口』

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談について、『休日窓口・夜間窓口』を開設します。

	日程	時間	場所
休日窓口	11月13日	10:00～15:00	市役所本館1階
夜間窓口	11月4日・25日	18:00～20:00	保険年金課③窓口

問合せ 保険年金課 ☎958-1111 内線1750・1751

国民健康保険の更新後の新しい被保険者証の受取りがまだの方へ

旧の国保の被保険者証は、10月31日で有効期限が終了しています。

新しい被保険者証は、簡易書留郵便での郵送による更新、または窓口交付により更新いただきますようご案内をお送りしました。まだ新しい被保険者証がお手元にない方は保険年金課までご連絡ください。

※『休日・夜間窓口』でも被保険者証の更新を行うことができます。